

共同利用規程

（目的）

第1条 取手北相馬保健医療センター医師会病院（以下「本院」という。）は、取手医師会の会員医療機関に本院施設・設備を開放し、会員医療機関との機能分担により、患者に最適な医療を提供し、地域医療の充実を図ることを目的とする。

（共同利用の対象）

第2条 共同利用の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 外来・入院患者診療への参加
- （2） 手術への参加
- （3） 診断機器の利用
- （4） 研究施設の利用

（登録医療機関）

第3条 共同利用を希望する医療機関は、本院に登録することにより登録医療機関として、共同利用を実施することができる。

- 2 取手医師会A会員として入会時には自動的に登録医療機関となり、登録医療機関として共同利用を実施することができる。
- 3 登録手続きについては、別に定める。

（登録医、報酬等）

第4条 第3条第1項の規程により登録された医療機関の医師を登録医という。

- 2 本院は、共同利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- 3 第2条に規程する共同利用を行う場合の手続きは、別に定める。
- 4 共同利用の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

（責任と決定権の明示）

第5条 診療行為及び医療機器等の使用は、病院長の許可のもと行うものとする。

- 2 登録医は、本院組織には属せず、本院職員に対する直接の指示権限は有しない。
- 3 当院の職員は院長決定のもと、上記の協力をするものとする。
- 4 上記以外については、個別に病院長が決定する。

（その他の利用について）

第6条 登録医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者は、図書室等を利用することができるものとする。

（地域連携室）

第7条 共同利用を円滑に運営するため、本院内に「医療連携室」を設置する。

- 2 本院の地域連携室は、登録医等からの共同利用の申し込みについて、その受付・承認・連絡調整を行う。

(登録医の権限及び責務)

第8条 登録医は、患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為に指示は本院の担当医を介して行うものとする。

2 患者又は家族の説明は、担当医と協議して行うものとする。

3 登録医は、院内の諸規則を遵守する。

附 則

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

一部改定 平成 18 年 8 月 11 日

本規程は、平成 18 年 8 月 11 日から施行する。